

啓発グッズのご案内

新潟県消費者協会には、様々な啓発グッズがありますので、啓発活動にご活用ください。

① 啓発DVDの貸し出し

「悪質商法」「詐欺」の被害防止の啓発DVDを中心に貸し出しを行っています。

令和3年に新入荷したDVDの紹介

事例で学ぶ！高齢者を狙った詐欺・悪質商法の手口と対策

製作年：2019年

監修：村 千鶴子

本編：35分

特に高齢者に被害が多い詐欺や悪質商法の手口を10例挙げ、アニメで分かりやすく紹介しています。貸出期間は原則2週間です。



新潟県消費生活サポーターグループによる啓発講座

製作年：2020年

協力：にいがた生活守り隊

あきはネット

主催：新潟県 (2月現在編集中)

製作：新潟県消費者協会



今年度は、新たな試みとしてサポーターグループの啓発講座を撮影し、DVD教材を製作しました。こちらのDVDも貸し出ししていますので、お気軽にご連絡ください！

啓発講座の流れやポイントなど、啓発講座を行う際にとても参考になります。ホワイトボードに手作りの表示グッズを貼り付けて説明するシーンもあり、グッズの使い方なども学べる見どころ満載なDVDです！

③ 啓発用リーフレット、ノート、マグネットなどもありますので、ご活用ください！

新潟県消費生活センター啓発用リーフレット



啓発グッズをご希望の際には、お気軽に新潟県消費者協会事務局（電話&FAX：025-281-5558）までご連絡ください。

② 啓発用紙芝居や被害防止のクイズフリップなどをお譲りします

ご近所の集まりやサークルなど個人で啓発活動を行う際にも活用できます。A3サイズにラミネート加工してお譲りします。啓発グッズのリストが事務局にありますので、お気軽にお問い合わせください。

紙芝居例

サポーターだよりに掲載した四コママンガを紙芝居として使えるよう加工してあります

カード預かります詐欺



最近流行りの「格安スマホ」って何？どんなことに注意したらいいの？

① 「格安スマホ」と従来のスマホはどう違うの？

「格安スマホ」は従来の携帯電話会社などの通信回線を借りることにより、低料金で通信サービスを提供する事業です。提供するサービスを限定したりすることで、従来の携帯電話会社に比べて各種コストが抑えられています。

この事業を運営する会社を「MVNO」といいます

② 格安スマホ会社と従来の携帯電話会社との比較

格安スマホ会社

- ・通話は専用のアプリを使わないと高くなることもある
- ・自社の通信設備を持たず、従来の携帯電話会社などのネットワークを利用
- ・インターネットなどでの通信販売が多く、実店舗が少ない
- ・問い合わせ窓口は電話・インターネットが多い
- ・自分が好きなサービスだけを選んで契約できる
- ・独自のメールアドレス(キャリアメール)は提供されないが、GmailやYahooメールは使える

従来の携帯電話会社

- ・通話無料のプランが充実している
- ・自社の通信設備を持つ
- ・実店舗がある
- ・実店舗のほかに電話やインターネットなどによる問い合わせ窓口がある
- ・端末の故障・修理時の代替機サービスなどサービスの内容が手厚い
- ・独自のメールアドレス(キャリアメール)が無料で提供される

③ どんなことに注意したらいいの？

相談事例1 無料通話は独自のアプリが必要と知らず、通話料が高額になった。

相談事例2 インターネットでの解約手続きに漏れがあり、利用していないのに請求が続いていた。

格安スマホは今までの携帯電話会社と同じサービスが利用できるとは限りません。格安スマホ会社により指定のサービス提供方法があるので、サポート内容や問合せ方法など契約内容をよく確認し、理解してから契約しましょう。

格安スマホについては総務省の「携帯電話ポータルサイト」に詳しく紹介されています

こちらを検索⇒ 総務省 携帯電話ポータルサイト

なりすましメールになどにご注意！

大手ショッピングサイトや宅配業者を装って送られたメールやSMSは、本物と偽物の見分けがつきにくくなっています。

騙しのキーワード

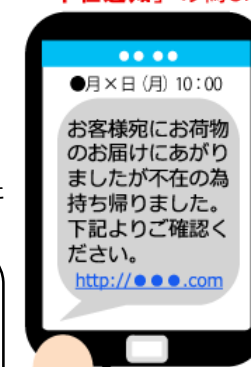
「緊急」「警告」「アカウントロック」「異常」「利用制限」など不安をあおる用語を使い、対処法として「こちらをクリック」「サインイン」などで誘導し、個人情報を要求したり、不正なアプリのインストールをさせたりします。

被害に遭わないためのポイント

「開かない」「クリック(タップ)しない」「入力しない」

直接そのメールやSMSにある連絡先にはアクセスせず、公式アプリやサイトからアクセスすることが大切です。

宅配便業者を装った「不在通知」の偽SMS



消費者

ケース1

偽サイトにアクセスして、不正なアプリをインストール

消費者のスマートフォンから同じ内容の偽SMSが多数送信されて、身に覚えのない通話料が発生！

ケース2

偽サイトにアクセスして、ID・パスワード等を入力

キャリア決済などを不正利用されて、身に覚えのない請求を受ける！

国民生活センターより

知って情報！

マスク・フェイスシールドの効果について

対策方法	なし	マスク			フェイスシールド	マウスシールド
		不織布 	布マスク 	ウレタン 		
	吐き出し飛沫量					
	100%	20%	18-34%	50%※	80%	90%※
	吸い込み飛沫量					
	100%	30%	55-65%※	60-70%※	小さな飛沫に対しては効果なし(エアロゾルは防げない)	

スーパーコンピュータ「富岳」によるシミュレーション結果 ※は豊橋技術科学大学実験値

マスク・フェイスシールドの飛沫を防ぐ効果について、左記の実験結果が報告されています。

- マスクでは不織布が一番飛沫を防ぐ効果があります
- フェイスシールドとマウスシールドにおいては、効果が不十分との結果でしたが、目からの感染を防ぐ意味では、フェイスシールドは有効と考えられます。

ポイント

「近くで接する啓発活動の場合は、マスクとフェイスシールドを使う」「啓発講座など人との距離がある場合は、不織布のマスクを使用する」など、効果を知って、状況に応じた使い方をしましょう。

(豊橋技術科学大学2020.10.15 Press Release より)

県外の消費生活サポーターを紹介！

消費生活サポーターは新潟県だけでなく、くらしのサポーター(徳島県)、消費者被害防止サポーター(埼玉県)など名称は異なりますが、各自治体の状況に合わせて活動しています。今回は神奈川県川崎市の消費生活サポーターを紹介します。

川崎市消費生活サポーターについて

- 川崎市の消費生活サポーターは、主にボランティアとして3つの活動をしています。
- ①伝える 地域の団体で、川崎市消費者行政センターが実施している「くらしのセミナー」(無料講師派遣)を利用する。地域の会合等の機会、消費トラブル等の話題を取り上げる。
 - ②つなぐ 一人暮らしの高齢者等への「声かけ」や「見守り」をする。身近な方との会話の中で、消費者トラブルの話を聞いたら、センターの窓口を紹介する。
 - ③学ぶ 啓発冊子や出前講座等で消費者問題等についての知識を学ぶ。センター開催の講座・イベントに参加する。

平成29年度に川崎市でサポーター制度が発足され、現在は47名の登録者がいます。サポーター登録証とサポーター手帳が登録者には渡されます。川崎市の消費生活サポーターは、自身のライフスタイルや知識、経験に合わせ、可能な範囲で地域での消費者トラブルの見守りや消費生活知識普及の担い手としてボランティア活動をしています。

川崎市消費生活サポーターフォローアップ講座

他地域(横浜市と柏市)の活動を紹介

- ・コンビニやスーパーに啓発チラシを貼らせてもらった
- ・年金支給日に金融機関で啓発グッズを配布した

横浜市と柏市のサポーターからは「楽しんで活動することが大切」とのアドバイス

グループに分かれて今までの活動報告を話し合い

- ・老人会の定例会でトラブルの手口を紹介している
- ・自身のファイナンシャルプランナーとしてのホームページに最新の事例を紹介している
- ・銀行のロビー案内係として「詐欺ですよ」と教える事ができた

課題として「回覧が回らない独居の人への情報伝達について、個人情報などもあるので難しい」「サポーター同士のネットワークが欲しい」など挙げられた

神奈川県で活動する他のボランティア団体(消費者問題に取り組むCの会)の活動を紹介

Cの会は神奈川県主催の消費力アップ講座の修了生有志で10年前に発足した消費者問題に取り組むボランティア団体。

「大切なことはむりをしないこと。仲間にも無理強いせず、お互いやるようにしかやれないという”ゆるし”の気持ちを持つことが大切」と代表の矢野会長が話されました。

代表の矢野会長より「半歩踏み出すことが大切。大人数に話さなくてもよい。友達に自分がサポーターであることや今日学んだことを話すところからでいい」

川崎市消費生活相談員から総括

- ・サポーターの見守り活動は”お世話すること”ではなく、“気にかけて、少しでもおせっかい”をすることが大切
- ・リーダーを作り、情報をその人のもとに集約して活動していくことも大切

新潟県消費者協会からのお知らせ

予告 ホームページをリニューアル！
見やすく便利に活用していただけます
URL:<http://www.nshokyo.org/>

活動報告書・登録同意書・連絡票をダウンロードできます。
※住所、氏名等が印字されている連絡票をご希望の方は事務局までご連絡ください。(3月にリニューアル予定です)

「にいがた版188マーク」「新しいトッキッキのイラスト」が登場！

こちらを検索⇒ 消費者教育に関する教材や情報

新潟県のホームページから画像をダウンロードして、啓発講座の次第などに添付できます。詳しくはホームページをご覧ください。



県外のサポーターさんも様々な活動や声掛けを行っており、一人でも多くの方が被害に遭わないように頑張っています。



川崎市がフォローアップ講座で配付するサポーター紹介チラシ

- 年に2回の講座を開催しています
令和3年1月に開催された講座のカリキュラム
- ・消費生活に関する法律について
 - ・製品事故について
 - ・サポーター活動について

消費生活サポーター

通信

第2号

2021年2月10日発行

編集

特定非営利活動法人
新潟県消費者協会
〒950-0994
新潟市中央区上所2-2-2
新潟ユニゾンプラザ1階
TEL/FAX : 025-281-5558
URL : <http://www.nsyokyo.org/>

発行

新潟県

活動報告

消費生活サポーターフォローアップ講座



長岡会場

- ・新潟県の消費者行政と消費生活サポーター活動について(県民生活課)
- ・新型コロナウイルスに便乗した悪質商法(県消費生活センター)
- ・民法がかわると生活がかわる?～民法の改正について～(江花弁護士・橋本弁護士)
- ・消費生活サポーター意見交換会

参加サポーターの感想

- ・消費者ホットライン188(いやや)をもっと周知し、相談に繋げていく必要を感じた
- ・最近の消費者被害の実例や、実際の詐欺メールを見る事ができわかりやすかった
- ・改正した民法をサポーター活動につなげていけるよう引き続き学ぶ必要性を感じた
- ・ウイルス禍でも活動されている方もいて素晴らしいと思い、大変参考になった
- ・インターネットやスマホ関係のトラブルについて詳しく知りたい
- ・もっとサポーター同士の交流の場を増やしてほしい



新潟会場

消費生活サポーター養成講座(新発田)



オンラインでの講座

こんな時だからできること。
活動を続けていこう！

今年度のサポーター派遣件数は40件です(2021年2月現在)

令和2年度上半期のサポーター活動報告書では、新型コロナウイルスの影響で多くのサポーターから「啓発活動ができなかった」との報告がありました。また、知人の相談を受ける、啓発チラシの配布、少人数での勉強会など、身近でできる範囲で活動をしている方もいました。
外出も減り、つながりが薄くなっているこの時期だからこそ、身近な人へ気を配る事が大切です。できることから活動を続けていきましょう！

①個人でできる・身近な範囲でできる活動(活動報告書より)

- ・近所の人との立ち話の時に話題に出す
- ・「きーつけなせや」を町内に回覧
- ・国勢調査などの別の機会に、一緒に啓発チラシを配る
- ・詐欺メールや架空請求はがきなどが届いたら、消費生活センターに情報提供として連絡する

②知識を得る・活動の準備をしよう！

- ・インターネットや情報紙等で新しい情報を学ぶ
- ・少人数で勉強会をひらく
- ・新しい寸劇の台本や道具を作って準備する